

シンガポール現地法人における 不祥事対応（危機管理）のポイントと留意点

日時

2016.8.1 (Mon)
15:00 ▶ 17:00
(受付開始 : 14:30)

講師

森本 大介 (西村あさひ法律事務所 東京事務所)

2001年第一東京弁護士会登録、西村あさひ法律事務所勤務、2011年1月よりパートナー弁護士。M&Aの分野では、国内企業間およびクロスボーダーの各種M&Aや提携案件、危機管理の分野ではFCPAを始めとするクロスボーダーな危機管理案件へのアドバイスや不祥事対応の社内調査、その他会社法などビジネスロー全般に従事。

山中 政人 (西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所)

2002年第二東京弁護士会登録、2008年西村あさひ法律事務所に入所。2011年のNortonRose香港の出向後、2012年より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所へ。現在共同代表を務める。

吉本 智郎 (西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所)

2007年弁護士登録。2014年4月よりシンガポール事務所に赴任。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心とした東南アジア諸国のM&A、JV、国際商事案件一般、一般企業法務に多く携わり、また、同地域の紛争案件も担当。

会場

シンガポール日本人会
2F ボールルーム
(120 Adam Road, Singapore 289899)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、西村あさひ法律事務所シンガポール事務所では、第7回アジア法務セミナーといたしまして、「シンガポール現地法人における不祥事対応（危機管理）のポイントと留意点」と題したセミナーを開催する運びとなりました。企業に不祥事があった場合、当局からの処罰リスクはもちろん、レピュテーションの低下や金融機関との取引停止、役員に対する損害賠償請求等、様々なリスクを負う可能性があります。そこで、企業にとっては、不祥事を未然に防止し、また、不祥事が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための施策、すなわち危機管理が非常に重要です。また、危機管理に際しては、企業グループにおける親会社であれば子会社管理の側面が、子会社であれば親会社への報告・連携が問題になるところ、日本企業のシンガポール現地法人の多くは地域統括会社として、日本の本社の子会社という立場と、アジア地域の各子会社の親会社という二つの側面を持っているため、シンガポール現地法人はこれらの点を意識しながら対応する必要があります。本セミナーでは、シンガポール現地法人における不祥事対応のポイントと留意点につき、グローバル危機管理の経験が豊富な東京オフィスの弁護士と、シンガポールオフィスの弁護士がそれぞれの視点を交えつつ解説いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

敬具

お問い合わせ・お申込

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 担当：植村

ml_SG_Sec2@eml.jurists.co.jp 6922-7670(代表)

お申込はメールにてお願いいたします。申込多数の場合は先着順とさせていただきます。